

玉村町障害者等日常生活用具給付事業実施要綱

(目的)

第1条 障害者等日常生活用具給付等事業（以下「事業」という。）は、重度障害者等に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具（以下「用具」という。）又は用具の修理にかかる費用を給付（以下「給付等」という。）することにより日常生活の便宜を図り、その福祉の増進に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「障害者等」とは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第4条第1項及び第2項に規定する者をいう。

(対象者)

第3条 用具の給付の対象者は、次のとおりとする。ただし、介護保険法（平成9年法律第123号）による同種の用具にかかる保険給付を受けることができる者及び他の市町村から援護を受けている者を除く。

- (1) 玉村町に住所を有し、又は玉村町が援護を実施する障害者等であつて、別表中障害及び程度の欄に掲げる障害者等とする。
- (2) 原則として在宅の障害者等とするが、ストーマ装具又は頭部保護帽等本人しか利用できないものについては、入院又は施設入所している者であっても給付の対象とする。

(用具の種目等)

第4条 給付の対象となる用具の種目は、日常生活上の便宜を図るため、次に掲げる要件を満たすとともに、別表中種目の欄に掲げる用具とする。

- (1) 安全かつ容易に使用できるもので、実用性が認められるもの
- (2) 日常生活上の困難を改善し、自立を支援し社会参加を促進するもの
- (3) 制作や改良、開発にあたって障害に関する専門的な知識や技術を要するもので、日常生活品として一般的に普及していないもの

(耐用年数)

第5条 既に給付を受けている用具と同一の用具の給付に係る申請について、前回の給付日から別表中耐用年数の欄に規定する期間を経過していない場合は、原則として新規給付を行わないものとし、修理可能な用具であれば修理にかかる費用を給付する。ただし、耐用年数を経過する前に、修理不能等により用具の使用が困難となった場合にはこの限りでない。

(給付等の申請)

第6条 用具の給付等を希望する障害者又は障害児の保護者は、日常生活用具給付申請書（様式第1号）により町長に申請するものとする。ただし、人工内耳体外装置の給付希望者は要件に該当する旨の誓約書を添付するものとし、居宅生活動作補助用具の購入費及び改修工事費（以下「住宅改修費」という。）の給付希望者は、申請書の提出時に必ず工事図面及び改修工事見積書を添付するものとする。

(給付の決定)

第7条 町長は、申請書を受理した場合には、当該対象者の身体の状態、

介護の状況、家庭の経済状況等を実地に調査し、速やかに調査書（様式第2号）を作成するものとする。

- 2 町長は、内容を審査のうえ、用具の給付等を行うかどうかを決定するものとする。この場合において、用具の給付等を行うことを決定したときは、日常生活用具給付決定通知書（様式第3号）及び日常生活用具給付券（様式第4号）を、却下することを決定したときは日常生活用具給付却下決定通知書（様式第5号）をそれぞれ申請者に交付するものとする。
- 3 町長は、給付等の条件等を十分説明するものとする。
（用具の給付等）

第8条 用具は、日常生活用具給付券（様式第4号）と引換えに町長があらかじめ指定する業者（以下「業者」という。）から対象者に直接引き渡すものとする。

- 2 業者が当該給付対象者に用具を納品した時（住宅改修費の給付の場合には、住宅の改修工事が完了した時）には、その検収（確認）を行うものとする。
（費用の負担）

第9条 用具の給付を受けた障害者又は障害児の保護者は、必要な用具の購入又は修理に要する費用の額の100分の10に相当する額を負担するものとし、この額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てることとする。ただし、市町村民税非課税世帯に属する者及び生活保護受給中の者については負担を免除する。

- 2 前項に規定する負担額に上限を設けるものとし、その額は、月額37,200円とする。
- 3 第1項に規定する世帯範囲については、18歳以上の障害者においては障害者と配偶者のみを世帯とし、18歳未満の障害者においては住民基本台帳上の世帯とする。

（費用の請求）

第10条 用具を給付した業者が玉村町に請求できる額は、用具の給付等に必要な用具の購入に要する費用から用具の給付を受けた者又はこれを扶養する者が負担する額を控除した額とし、これを請求するときは、日常生活用具給付券（様式第4号）を添付しなければならない。

（用具の管理）

第11条 用具の給付等を受けた者は、用具を目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け、又は担保に供してはならない。

- 2 前項に違反した場合には、町長は、当該給付等に要した費用の全部又は一部を返還させることができる。

（台帳の整備）

第12条 町長は、用具の給付等の状況を明確にするため、日常生活用具給付台帳を整備しておかなければならない。

（雑則）

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、公布の日から施行し、平成18年10月1日から適用する。

(玉村町重度身体障害者日常生活用具給付等実施要綱の廃止)

- 2 玉村町重度身体障害者日常生活用具給付等実施要綱(平成12年要綱第24号)は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年7月1日から施行する。

別表

種目	基準単価 (円)	障害及び程度	性能	耐用年数	
介護・訓練支援用具	特殊寝台 (者のみ)	154,000	下肢又は体幹機能障害 2級以上の障害者 寝たきりの状態にある 難病患者 (寝返りや起き上がり が困難な者に限る。)	原則として使用者の頭部 及び脚部の傾斜角度を個 別に調整できる機能を有 するもの	8年
	特殊マット	50,000	者：下肢又は体幹機能障 害1級若しくは知的障 害の重度又は最重度の 障害者 寝たきりの状態にある 難病患者 (常時介護が必要な障害 者等で、原則として3歳 以上に限る。)	褥瘡の防止又は失禁等に よる汚染又は損耗を防止 できる機能を有するもの	5年
	特殊尿器	67,000	下肢又は体幹機能障害 1級の障害者 自力で排尿できない難 病患者 (常時介護を要する障害 者等で、原則として学 齡児以上に限る。)	尿が自動的に吸引される もので、障害者等又は介 護者が容易に使用し得る もの	5年
	入浴担架	82,400	下肢又は体幹機能障害 2級以上の障害者 (入浴に当たって、家族等 他人の介助を要する障 害者等で、原則として学 齡児以上に限る。)	障害者等を担架に乗せた ままリフト装置により入 浴させるもの。	5年
	体位変換器	15,000	下肢又は体幹機能障害 2級以上の障害者 寝たきりの状態にある 難病患者 (下着交換等に当たって、 家族等他人の介助を要 する障害者等で、原則と して学齡児以上に限る。)	介助者が障害者等の体位 を変換させるのに容易に 使用し得るもの	5年

	移動用リフト	159,000	下肢又は体幹機能障害2級以上の障害者 下肢又は体幹機能に障害のある難病患者 (移乗又は移動もしくは立ち上がりが困難な障害者等で、原則として学齢児以上に限る。)	介護者が障害者等を移動させるに当たって、容易に使用し得るもの。ただし、天井走行型その他住宅改修を伴うものを除く。	4年
	訓練椅子 (児のみ)	50,000	下肢又は体幹機能障害2級以上の障害児 (原則として3歳以上に限る。)	座位の保持を可能とする機能を有し、付属のテーブルを付けて食事の訓練ができるもの等	5年
	訓練用ベッド	159,200	下肢又は体幹機能障害2級以上の障害者 下肢又は体幹機能に障害のある難病患者 (寝返りや起き上がり困難な障害者等で、原則として学齢児以上に限る。)	原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度等を個別に調整できる機能を有し、腕又は脚の訓練ができる器具を備えたもの	8年
自立生活支援用具	入浴補助用具	90,000	下肢又は体幹機能に障害のある障害者等 (入浴に当たって、家族等他人の介助を要する障害者等で、原則として3歳以上に限る。)	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、障害者等又は介護者が容易に使用し得るもの。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。	8年
	便器	10,000	下肢又は体幹機能障害2級以上の障害者 常時介護を要する難病患者 (原則として学齢児以上に限る。)	障害者等が容易に使用し得るもので、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	8年
	T字状 ・棒状の杖	木材 2,200 軽金属 3,000	平行機能若しくは下肢又は体幹機能障害の障害者 (原則として学齢児以上に限る。)	主体は木材で十分な強度を有し、外装はニス塗装であるもの。 主体は軽金属で、外装は塗装なしのもの。	3年

移動・移乗 支援用具	60,000	平衡機能若しくは下肢 又は体幹機能障害の障 害者 下肢が不自由な難病患 者 (家庭内の移動等におい て介助を必要とする障 害者等で、原則として3 歳以上に限る。)	おおむね次のような性能 を有する手摺り、スロー プ等であること ア 障害者等の身体機能 の状態を十分踏まえたも のであって、必要な強度 と安定性を有するもの イ 転倒予防、立ち上が り動作の補助、移乗動作 の補助、段差解消等の用 具とする。ただし、設置 に当たり住宅改修を伴う ものを除く。	8年
頭部保護 帽	保護帽 A	15,200	平衡機能若しくは下肢 又は体幹機能障害者の うち、脳性麻痺や失調等 により立位・歩行が不安 定であり、転倒の危険が ある者	3年
	保護帽 B	36,750	てんかんの発作等によ り頻繁に転倒する知的 障害者・精神障害者	
特殊便器	151,200	上肢障害2級以上若し くは知的障害の重度又 は最重度の障害者 上肢機能に障害のある 難病患者 (排便後の処理が困難な 障害者等で、原則として 学齢児以上に限る。)	温水温風を出し得るもの で、障害者等又は介助者 が容易に使用し得るも の。ただし、取替えに当 たり住宅改修を伴うもの を除く。	8年
火災警報 器	15,500	障害等級2級以上の身 体障害者、重度又は最重 度の知的障害者及び障 害等級1級の精神障害 者 (火災発生の感知及び避 難が著しく困難で、障害 者等のみの世帯又はこ れに準ずる世帯に限る。)	室内の火災を煙又は熱に より感知し、音又は光を 発して屋外にも警報ブザ ーで知らせ得るもの。	8年

自動消火器	28,700	障害等級2級以上の身体障害者、重度又は最重度の知的障害者、障害等級1級の精神障害者及び必要と認められる難病患者 (火災発生の感知及び避難が著しく困難で、障害者等のみの世帯又はこれに準ずる世帯に限る。)	室内温度の異常上昇又は火災の接触で自動的に消火液を噴射し、初期火災を消火し得るもの	8年
電磁調理器 (者のみ)	41,000	視覚障害2級以上若しくは知的又は精神障害で必要と認められる障害者 (障害者のみの世帯又はこれに準ずる世帯に限る。)	障害者等が容易に使用し得るもの	6年
歩行時間延長信号機用小型送信機	7,000	視覚障害2級以上の障害者 (原則として学齢児以上に限る。)	障害者等が容易に使用し得るもの	10年
聴覚障害者用屋内信号装置	87,400	聴覚障害2級の障害者 (障害者のみの世帯又はこれに準ずる世帯に限る。)	音、声音等を視覚、触覚等により知覚できるもの (サウンドマスター、聴覚障害者用目覚時計、聴覚障害者用屋内信号灯を含む。)	10年
電子式歩行補助具	81,000	視覚障害2級以上の障害者 (原則として学齢児以上に限る。)	超音波、レーザー光線等を利用して、物体までの距離を音や振動で表現する歩行補助具であり、視覚障害者の歩行補助として実用性があり容易に使用し得るもの	5年
在宅療養等支 透析液加温器	51,500	腎臓機能障害3級以上のので自己連続携行式腹膜灌流(CAPD)による透析療法を行う障害者 (原則として3歳以上に限る。)	透析液を加温し、一定温度に保つもの	5年

ネブライザー(吸入器)	36,000	呼吸器機能障害3級以上又は同程度であって必要と認められる障害者 呼吸器機能に障害のある難病患者	障害者等又は介助者が容易に使用し得るもの	5年
電気式たん吸引器	56,400	呼吸器機能障害3級以上又は同程度であって必要と認められる障害者 呼吸器機能に障害のある難病患者	障害者等又は介助者が容易に使用し得るもの	5年
酸素ボンベ運搬車	17,000	呼吸器機能障害3級以上で、医療保険における在宅酸素療法を行う障害者	障害者又は介助者が容易に使用し得るもの	10年
カフ圧調整器	36,000	カフ付きカニューレの留置が長期的に必要な在宅の者で、呼吸機能の障害の身体障害者手帳の交付を受けている者 又医師の意見書等によりこの器具が必要と認められる者	障害者等または介助者が容易に使用し得るもの	3年
盲人用体温計(音声式)	9,000	視覚障害2級以上の障害者 (盲人のみの世帯又はこれに準ずる世帯に限る。)	障害者が容易に使用し得るもの	5年
盲人用体重計(者のみ)	18,000	視覚障害2級以上の障害者 (盲人のみの世帯又はこれに準ずる世帯に限る。)	障害者が容易に使用し得るもの	5年
動脈血中酸素飽和度測定器(パルスオキシメーター)	157,500	呼吸器機能障害3級以上若しくは心臓機能障害3級以上又は同程度であって必要と認められる障害者 人工呼吸器の装着が必要な難病患者	呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有し、障害者等が容易に使用し得るもの	5年

情報・意思疎通支援用具	携帯用会話補助装置	98,800	音声機能若しくは言語機能又は肢体不自由であって、発生・発語に著しい障害を有する障害者 (原則として学齢児以上に限る。)	携帯式で、言葉を音声又は文章に変換する機能を有し、障害者等が容易に使用し得るもの	5年
	情報・通信支援用具	100,000	上肢機能障害2級以上若しくは視覚障害2級以上の障害者 (原則として学齢児以上に限る。)	障害者向けのパーソナルコンピュータ周辺機器や、アプリケーションソフト	8年
	点字ディスプレイ	383,500	視覚障害2級以上かつ聴覚障害2級以上であって、必要と認められる重度重複障害者 (原則として学齢児以上に限る。)	文字等のコンピュータの画面情報を点字等により示すことのできるもの	6年
	点字タイプライター	63,100	視覚障害2級以上の障害者 (就学若しくは就労しているか又は就労が見込まれる障害者で、原則として学齢児以上に限る。)	障害者が容易に使用し得るもの	5年
	点字器	標準型A	10,400	視覚障害者 (原則として学齢児以上に限る。)	点字用紙固定板、定規及び点筆を有し、32マス18行の両面書真鍮板製であるもの
標準型B		6,600	点字用紙固定板、定規及び点筆を有し、32マス18行の両面書プラスチック製であるもの		7年
携帯用A		7,200	点字用紙固定板、定規及び点筆を有し、32マス4行の片面書アルミニウム製であるもの		7年
携帯用B		1,650	点字用紙固定板、定規及び点筆を有し、32マス12行の片面書プラスチック製であるもの		7年

視覚障害者用ポータブルレコーダー	録音再生	85,000	視覚障害2級以上の障害者 (原則として学齢児以上に限る。)	音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつ、DAISY方式による録音並びに当該方式により録音された図書の再生が可能な製品であって、障害者等が容易に使用し得るもの	6年
	再生専用	35,000		音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつ、DAISY方式による録音された図書の再生が可能な製品であって、障害者等が容易に使用し得るもの	6年
視覚障害者用活字文書読上げ装置		99,800	視覚障害2級以上の障害者 (原則として学齢児以上に限る。)	文字情報と同一紙面上に記載された当該文字情報を暗号化した情報を読み取り、音声信号に変換して出力する機能を有するもので、障害者等が容易に使用し得るもの	6年
視覚障害者用拡大読書器		198,000	視覚障害であって、本装置により文字等を読むことが可能になる障害者 (原則として学齢児以上に限る。)	読書等を容易にする製品であって、文字等を撮像し、モニター画面に拡大して映し出すための映像信号に変換して出力する機能を有するもの又は撮像した活字を文字として認識し、音声信号に変換して出力する機能を有するもの	8年
盲人用時計	触読	12,000	視覚障害2級以上の障害者 (原則として学齢児以上に限る。)	障害者等が容易に使用し得るもの	10年
	音声	16,000		視覚障害2級以上であって、手指の触覚に障害がある等のため触読式時計の使用が困難な障害者 (原則として学齢児以上に限る。)	

聴覚障害者用通信装置	71,000	聴覚障害又は発生・発語に著しい障害があり、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められる障害者（原則として学齢児以上に限る。）	一般の電話機に接続することができ、音声の代わりに文字等により通信が可能な機器であって、障害者等が容易に使用し得るもの	5年	
聴覚障害者用情報受信装置	88,900	聴覚障害であって、本装置によりテレビの視聴が可能になる障害者	字幕及び手話通訳付きの聴覚障害用番組並びにテレビ番組に字幕及び手話通訳の映像を合成したものを画面に出力する機能を有し、災害時の聴覚障害向け緊急信号を受信するもので、障害者等が容易に使用し得るもの	6年	
人工喉頭	笛式	5,000	喉頭を摘出又は分離した音声機能障害者	呼気によりゴム等の膜を振動させ、ビニール等の管を通じて音源を口腔内に導き構音化するもの（付属品として、気管カニューレを含む。）	4年
	電動式	70,100	喉頭を摘出又は分離した音声機能障害者	顎下部等にあてた電動版を振動させ、経皮的に音源を口腔内に導き構音化するもの（電池又は充電器を含む。）	5年
視覚障害者用ワードプロセッサ（共同利用）	1,030,000	視覚障害者等（原則として学齢児以上に限る。）	編集、校正機能を持ち、日本点字表記法に基づき、入力した文章を自動的に点字変換が可能で点字プリンターとの連動により点字文書が作成及び音声化ができるもの	—	
点字図書	—	主に情報の入手を点字によっている視覚障害者	点字により作成された図書（年間6タイトルまで。）	—	
地デジ対応ラジオ	29,000	視覚障害2級以上の障害者（原則として学齢児以上に限る。）	地デジのテレビ音声及びAM・FM放送を受信する機能を有し、障害者等が容易に使用し得るもの	6年	

	人工内耳体外装置	200,000	人工内耳を装用し5年が経過している聴覚障害者等 (ただし、医療保険又は損害保険等の適用を受けるもの、本人の故意・過失による破損、代替品の購入を理由とする場合を除く。)	障害者等が容易に使用できるもの	5年	
排泄管理支援用具	ストーマ装具	蓄便袋	9,400	直腸機能障害又はぼうこう機能障害により、ストーマを造設した障害者	人工肛門、人工ぼうこう造設者が使用する蓄便袋・蓄尿袋、ストーマ用品(皮膚保護ペースト、皮膚保護パテ、皮膚保護パウダー、皮膚保護ウエハー等を含む。)	—
		蓄尿袋	12,400		—	
	洗腸用具	12,000		介助者が容易に使用し得るもの	6月	
	紙おむつ	12,000	脳原性運動機能障害2級以上若しくは脳性麻痺等脳原性運動機能障害により排尿又は排便の意思表示が困難で必要性があると認められる障害者等 (3歳以上の障害者等に限る。)	介助者が容易に使用し得るもの	—	
収尿器	男子用普通型	7,700	脊髄損傷等による排尿障害(特に失禁のある場合)により、自分の意思での排尿コントロールが困難で必要性があると認められる障害者等	介助者が容易に使用し得るもの	6月	
	男子用簡易型	5,700				
	女子用普通型	8,500				
	女子用簡易型	5,900				

住宅改修費	居宅生活動作補助用具	200,000	<p>下肢、体幹機能障害又は乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障害（移動機能障害に限る）を有するものである者。障害等級3級以上の障害者。</p> <p>下肢又は体幹機能に障害のある難病患者。</p> <p>ただし、特殊便器への取替えをする場合は、上肢障害2級以上又は重度・最重度の知的障害を有し、排便後の処理が困難な障害者及び上肢機能に障害のある難病患者。</p> <p>（原則として学齢児以上に限る。）</p>	<p>障害者等の移動等を円滑にする用具で設置に小規模な住宅改修を伴うもの</p>	—
-------	------------	---------	--	--	---

(注)

- 1 脳原性運動機能障害の場合は、表中の上肢・下肢又は体幹機能障害に準じて、取り扱うものとする。
- 2 ストーマ用装具のうち紙おむつは、次の者も対象にできるものとする。
 - ・治療によって軽快の見込みのないストーマ周辺の皮膚の著しいびらん、ストーマ変形のためストーマ用装具を装着することができない者並びに先天性疾患（先天性鎖肛を除く）に起因する神経障害による高度の排尿機能障害又は高度の排便機能障害のある者及び先天性鎖肛に対する肛門形成術に起因する高度の排便機能障害のある者で、紙おむつ等の用具類を必要とする者。
- 3 「ストーマ装具」については、必要に応じ、4ヶ月まで一括給付ができることとする。
- 4 「居宅生活動作補助用具」については、基準単価以下であっても価格にかかわらず生涯1回の給付に限る。

様式第1号（第6条関係）

日常生活用具給付申請書						年	月	日	
(あて先) 玉村町長						申請者住所 玉村町大字			
						氏 名			
						(対象者との続柄)			
						電 話			
下記により、日常生活用具の給付を申請します。									
対象者	氏 名				男・女	生年月日	年	月	日 生 (歳)
	住 所								
	身体障害者手帳番号	県 第			号	年 月 日 交付			
	障害名							等 級	
世帯の状況	氏 名	対象者との続柄	生年月日	職 業	備 考				
給付を希望する理由									
現在の状況	住 宅	1 自宅 2 借家 (貸主の諾否)	浴 槽	1 あり 2 なし	便 器	1 和式 2 洋式 3 なし			
現在の介護の状況	入 浴	1 介助が必要 2 清拭のみ 3 入浴、清拭ともし ていない 4 自分でできる	排 便	1 他人の介助が必要 2 便器 (携帯用) 使用 3 自分でできる	移 動	1 車いす使用 2 介助が必要 3 自分でできる			
給付を受けたい用具の名称					希望する業者名				
給付上特に希望する事項					希望する形式・規模等				
住宅改修工事内容					居宅生活動作補助用具				
1 手すりの取付け		2 床段差の解消		1 便器					
3 床材の変更		4 扉の取替え		2 手すり					
5 便器の取替え							3 スロープ		
6 その他 ()							4 その他 ()		
同 意 書									
私は、日常生活用具給付決定に必要な事項を確認するため、町が行う次の事項について同意します。									
<ul style="list-style-type: none"> ・住民基本台帳を閲覧し、私の世帯の構成を確認すること ・私及び私の世帯に属する世帯員にかかる所得情報及び課税状況を確認すること 									
氏名 _____									

様式第2号（第7条関係）

調 査 書							
①申請書受理番号 申請年月日		番 号 年 月 日		②申請者氏 名		③対象者と の続柄	
④ 対象者	氏 名			男・女	生年月日	年 月 日生（ 歳）	
	住 所	玉村町大字					
	身体障害者手帳番号	群馬県第 号	障害名			障害等級	
⑤ 世帯員 の 状 況	氏 名	年齢	対象者 との続 柄	課 税 状 況			備 考
				当該年度分町 民税均等割	当該年度分町 民税所得割	前年分所得税	
⑥住まいの状況		1 自家 2 借家（貸主の諾否）					
⑦給付（住宅改修） 後の生活状況		日常生活動作の状況 1 自力で（入浴、排便、移動）ができるようになる 2 一部介助で（入浴、排便、移動）ができるようになる 3 給付しても（入浴、排便、移動）は他人の一部介助が必要 4 給付しても（入浴、排便、移動）は他人の全介助が必要 5 その他（ ）					
		その他の状況 1 コミュニケーションが容易になる 2 情報入手が容易になる 3 在宅生活が可能になる 4 その他（ ）					
⑧給付（住宅改修） の必要の有無		1 有 2 無	⑨給付する（し ない）理由				
⑩給付（住宅改修） の内容							
⑪予定価格	円	⑫給付を受ける者又は扶 養する者が支払うべき額			円	⑬公費負 担予定額	円
⑭その他特記事項							
				調査員 役職名 年 月 日 氏 名			

様式第3号（第7条関係）

日常生活用具給付決定通知書

年 月 日

様

玉村町長

年月日に申請のありました日常生活用具につきましては、次のとおり決定になりましたので通知します。

給付番号	第 号		給付決定年月日	年 月 日	
対象者氏名			身体障害者 手帳番号	県第 号	
給付する用具 名（形式等含 む）			納入業者名		
			納入業者住所		
価 格 （補助限度額）	円	給付を受け る者又は扶 養する者が 支払うべき 額	円	公費負担 額	円
注意事項	<p>1 用具は、対象者又はこれを扶養する者がその能力に応じて費用の一部を直接業者に支払うことを条件に給付されるものでありますから、支払うとされた額については、必ず用具を受け取る前に支払ってください。</p> <p>2 給付された用具を、その目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け又は担保に供したりすることは、かたく禁じられています。</p> <p>3 2に違反した場合には、費用の全部又は一部を返還していただくことがあります。</p>				
備 考					

様式第4号（第7条、第8条、第10条関係）

日常生活用具給付券				
①給付番号	第 号	②給付券発行年月日	年 月 日	
③対象者氏名		④生年月日	年 月 日	
⑤居住地				
⑥扶養する者氏名		⑦対象者との続柄		
⑧給付する用具名 (形式、規模等)		⑨価格	円	
⑩給付を受ける者 又は扶養する者が 支払うべき額	円	⑪公費負担額	円	
⑫納入業者名		⑬納入業者の住所		
⑭この券の有効期限	受給者が業者に 提示する期限	年 月 日	業者の公費 支払請求期限	年 月 日
上記のとおり決定する。 年 月 日 <p style="text-align: right;">玉村町長</p>				
⑮業者の納付した日	⑯給付を受けた者又は扶 養する者から受領した額	⑰受領業者名及び 受領年月日		
年 月 日	円	印 (年 月 日)		
⑱用具受領者氏名	印	⑲検収者	職名	
			氏名	
⑳その他特記事項				

年 月 日

日常生活用具給付却下決定通知書

様

玉村町長

年 月 日に申請がありました日常生活用具の給付につきましては、審査の結果下記の理由により却下することに決定しましたので、ご承知ください。

記

理 由

教示 この処分について不服があるときは、この通知を受け取った日の翌日から起算して 60 日以内に玉村町長に対し審査請求をすることができます。

また、この処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決書を受け取った日の翌日から起算して 6 か月以内に玉村町を被告として（訴訟において町を代表する者は町長となります。）提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後（次の 1 から 3 までいずれかに該当するときは除く。）でなければ提起することができないこととされています。

- 1 審査請求があった日から 3 か月を経過しても裁決がないとき。
- 2 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- 3 その他決裁を経ないことにつき正当な理由があるとき。